



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡市博多区金の隈二丁目19番12号

氏 名 株式会社樋崎商事

〔 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 〕
代表取締役 樋崎 ゆかり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長

高島 宗一郎



許可の年月日

令和6年 2月 2日

許可の有効年月日

令和11年 2月 1日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を含む産業廃棄物の種類

廃酸（廃バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（廃バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）、以下余白

積替え保管を含まない産業廃棄物の種類

裏面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

所 在 地 福岡市博多区金の隈二丁目144番3

（福岡市博多区金の隈二丁目19番12号）

産業廃棄物の種類

廃酸（廃バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（廃バッテリーに含まれる水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）、以下余白

面 積

1. 2m²

保 管 上 限

1. 2m³

最 大 保 管 高 さ

1. 0m

3. 許可の条件

積替え保管行為は、上記の施設以外では行わないこと

4. 許可の更新又は変更の状況

余 白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

な し

備考

余 白

積替え保管を含まない産業廃棄物の種類

燃え殻 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害ななものに限る、以下余白

汚泥 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 1-トリクロロエタノン、1, 3-ジクロロプロパン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害ななものに限る、以下余白

廃油 挥発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なるものに限る、以下余白

廃酸 水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る、以下余白

廃アルカリ 水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 1, 3-ジクロロプロパン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る、以下余白

鉱さい 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る、以下余白

ダスト類 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る、以下余白

廃石綿等

以下余白